

## 《郵便投票制度についてのご案内》

身体に重度の障がいのある人及び介護保険法上の要介護5の人には、「郵便による不在者投票」の制度があります。

次の表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けることにより、自宅等で投票することができます。

交付手帳等種類	障害の種類	級等
身体障がい者手帳	両下肢・体幹または移動機能の障がい	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸または小腸の障がい	1級または3級
	免疫・肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸または肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護者	要介護5

上記の郵便投票の対象者で、かつ次の表に該当する方(自筆で投票できない方)は、事前の届出手続きにより「代理記載制度」を利用することができます。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

交付手帳等種類	障害の種類	級等
身体障がい者手帳	上肢または視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚の障がい	特別項症～第2項症

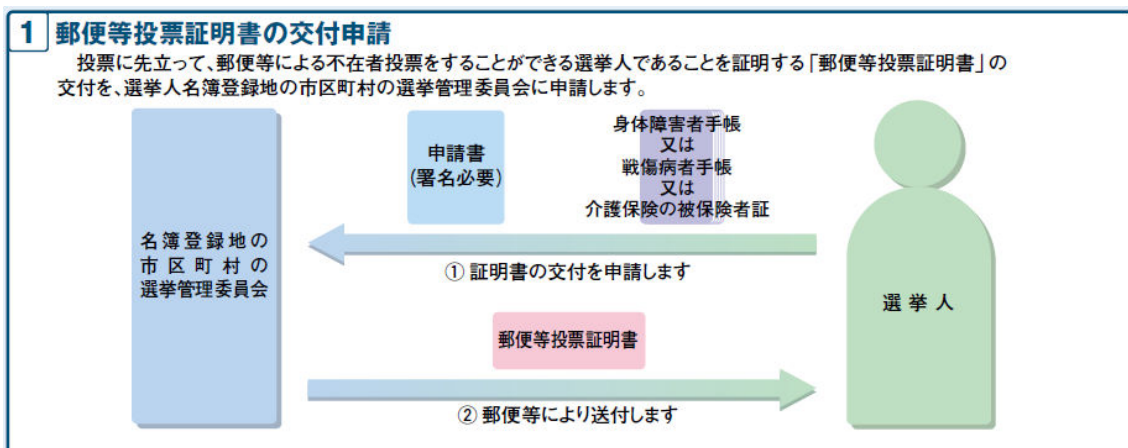
※障がいの各項目を併せて1級または2級となっている場合は対象とならないことがありますのでご了承ください。

### ○不在者投票ができる期間

公示日(または告示日)の翌日から選挙期日の前日まで(最高裁国民審査は一部異なります)

(郵便による不在者投票は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。)

### 【郵便等投票証明書の交付申請手続きの流れ】



※ 総務省・(財)明るい選挙推進協会パンフレット(平成17年3月)より

①投票をする方(選挙人)は、市の選挙管理委員会に対し、選挙人が署名した「郵便等投票証明書交付申請書」に、身体障がい者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証のいずれかを添えて、申請します。

②選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書」が郵送されます。

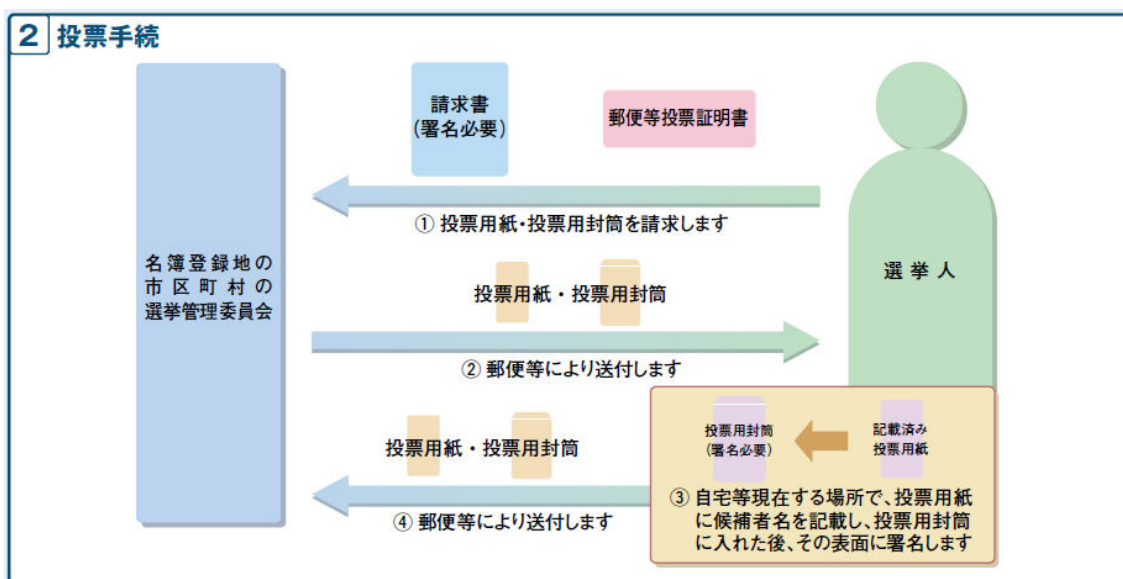
※ 要介護者の「郵便等投票証明書」の有効期間は、交付の日から介護保険の被保険者証に記載されている要介護5の認定の有効期間の末日までです。

※ 要介護者以外の「郵便等投票証明書」の有効期限は、交付の日から7年間です。

※ 期限が切れた場合は、再交付の申請が必要となりますのでご注意願います。

※ 「郵便等投票証明書」の申請は、選挙に関係なく、いつでも受け付けています。(申請書の様式は、[こちらからダウンロードできます\(市ウェブサイトヘリンク\)](#)。)

## 【郵便による投票手続きの流れ】



※ 総務省・(財)明るい選挙推進協会パンフレット(平成17年3月)より

① 選挙が行われると、選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている選挙人に「投票用紙等の請求書」が送られてきます。

「投票用紙等の請求書」に必要事項を記入し(選挙人自身の署名欄があります)、「郵便等投票証明書」を同封して**選挙の期日4日前まで**に選挙管理委員会に到着するように返送してください。

② 選挙管理委員会から、自宅など現在いる場所に投票用紙・投票用封筒と①で送付された郵便等投票証明書が送られてきます。

③ 公示日(告示日)の翌日以降、投票用紙に記載をします。

専用の内封筒に入れて封をしてから外封筒に入れて署名をしたのち、同封の返信用封筒で、選挙管理委員会に送り返します。(郵便等投票証明書の返送は不要です)

**\*「郵便投票証明書」は、投票する時に必ず必要となりますので大切に保管してください。**